（令和元年度）

宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会のご案内

被災建築物応急危険度判定は、地震災害発生後速やかに被災建築物の現地調査を行い、余震等による倒壊や落下危険物等の危険度を判定ステッカーで表示することで、人命に関わる二次災害防止を目的に実施されます。建築の専門家である応急危険度判定士による判定実施は、被災者の不安緩和にも繋がり、建築技術者としての社会貢献となります。

宮城県では、平成１５年宮城県北部連続地震、平成２０年岩手・宮城内陸地震、平成２３年東日本大震災等で、多くの民間判定士にボランティア協力をいただき、判定を実施してきました。

県では、応急危険度判定士を養成するための講習会を開催します。講習会を受講して判定士登録すると、県内の判定活動はもとより他都道府県の判定活動にも参加することができ、平成２８年熊本地震では、全国からの応援判定士が熊本県で判定活動を行いました。

【赤】　【黄】　【緑】

判定結果は、判定ステッカー貼付により表示されます。

■主　　催　　宮城県

■主　　管　　(一社)宮城県建築士会　建築士会ＣＰＤ(継続能力開発制度)認定講習：３単位

■受講対象者（※①～⑥のいずれかに該当する者）

① 一級、二級及び木造建築士　② 建築基準適合判定資格者　③ 特定建築物調査員

④ 一級、二級及び木造建築士試験に合格している者

⑤ 建築行政実務経験者（官公庁で建築行政に関する実務の経験年数が３年以上の者）

⑥ 更新登録者または既登録者で再受講を希望する者(受講申込書に判定士登録番号を明記のこと)

※令和２年３月 31 日に有効期限が切れる更新登録者（または過去に有効期限が切れている再登録者）は、講習会の受講は不要で「更新登録申請書」の提出により更新登録が可能です。ただし、判定技術の確認等のために受講を希望する場合は、任意で受講することができます。

■講　　師　　宮城県土木部 建築宅地課 職員

■受 講 料　　無　料

■開催日・開催地・会場・定員

開　催　日	開催地	会　　場	所　在　地	定員
令和元年 12 月 13 日(金)	仙台１	宮城県庁　　２階 講堂	仙台市青葉区本町 3-8-1	200 名
令和元年 12 月 19 日(木)	大河原	大河原合同庁舎　４階 大会議室	柴田郡大河原町字南 129-1	200 名
令和２年　１月 22 日(水)	石　巻	石巻合同庁舎　２階 201/202 会議室	石巻市あゆみ野 5-7	60 名
令和２年　１月 28 日(火)	仙台２	宮城県庁　　２階 講堂	仙台市青葉区本町 3-8-1	200 名

※各会場とも駐車場は混雑する場合があるため、公共交通機関をご利用ください。県庁駐車場は有料になります。

■時間及び講習内容（※各会場とも共通）

講習時間：午後１時 30 分から午後４時 30 分まで（受付は午後１時から）

講習内容：①被災建築物応急危険度判定制度について

②被災建築物応急危険度判定技術について（木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造）

③被災建築物応急危険度判定士の登録について

■申込方法と受付期間　裏面の「受講申込書」にご記入の上、下記①～③によりお申込みください。

申込み方法	受講票の発行	受付期間
①建築士会に持参	受付後、その場で受講票を発行します。	各開催日の前日まで
②ＦＡＸにて送信	折り返しＦＡＸで受講票を返送します。	
③郵送で送付 ※返信用封筒が必要です	折り返し郵送で受講票を返送します。 ※返信用封筒に、住所・宛名を記入し、84 円切手を貼って同封してください。	各開催日の 10 日前必着

※各会場とも、定員になり次第締め切りますので、お早めに申込みください。